

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

※1)「指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書(様式第4)」は、変更申請のため、事前提出が必要です。

※2)「校の承認書の写し」について、混合型特定施設入居者生活介護を行う有料老人ホーム、養護老人ホームのうち、老人福祉法の規定に基づき当該施設が平成18年3月31日時点で置け出ている施設定員数の範囲内で定員増を行う場合は、添付する必要はありません。

ん。

注2) 役員の変更が登記事項証明書で確認できない場合は、登記事項証明書(写)に代え、役員会議事録(写)等の変更役員及び変更年月日を確認できる書類を添付してください。

法上、従来の英文の五能字が臨別語と題語とを各一語目録、五能字が臨別語（字）に代り、従来の

注3) 住所、氏名(婚姻等による)及び兼務関係の変更の場合は、添付する必要はありません。

注4) 同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更属に、法人が運営する東三河広域連

注5) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程

注6) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません

注7) 定員減の場合は、添付する必要はありません。

注8) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注9) 休止期間は、やむをえず人員基準等を満たなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注10) 提出書類については、<http://www.post.jhu.ac.jp/0035.htm> にアクセスしてください。

☆ 事前相談が必要です。広域連合構成市町村内であっても所在する市町村を越えて移転する場合は、事業所番号が変更となります。その場合は、変更日を必ず毎月1日にして、変更届を変更日の2ヵ月前の末日までに提出してください（この場合の提出書類は別途お示しします）。

[illegible]

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください